

幕末における日田山間部の農民の社会・経済状況

一日田林業発達前史研究(2)一

九州大学農学部 遠藤日雄

1. はじめに

林業が産業として勃興してくるのは、吉野地方などの一部の先進林業地を除けば、大半は明治以降であるが、このことは林業の発展が日本資本主義の形成・発展と不可分に結びついていることを物語っている。しかしこのような日本の資本主義の発達のなかで、現在の林業地帯がいかにして形成されてきたのか、林業生産力の発展の基本的契機をどこに求めるべきかについては、従来必ずしも十分に究明されてきたとはいえない。というのも従来の林業史の研究は制度史的なものが多く、産業としての林業をとらえるという視角に乏しかったからと考えられる。

筆者は産業としての林業、とりわけ資本主義とのかわりに重点をおいて林業発達史の研究に取り組んでいるが、その対象として日田林業地帯を取りあげ、幕末～明治前期の経済構造を分析し、林業地帯としての再生産構造を確立せしめた諸要因を探る作業を行っている。昭和54年度の西日本林業経済研究会において、それまでの研究成果を発表（その報告内容については『林業経済』№376を参照）したが、基本的な論点を整理すると次のようになる。すなわち幕末～明治前期の樹芸林業をめぐる一定の農民的商品生産の進展のなかから富裕化した山元在地商人の存在を指摘し、この層が明治以降の日田地方の大規模造林の推進力となったことである。この論証も、しかし、資料の制約もあって推論に終わるところが少なくない。今回資料収集の過程でみつけた「津江筋天保飢饉嘆願書」（郷土史研究家高倉芳男氏によって、『大分県地方史』74、83号に紹介されたもの）とその他の若干の資料を素材にして、幕末の日田山間部の農村経済の状況を探ってみたい。その際の分析視角について簡単に述べると次のようになる。

日本近世史研究上の天保期（1830～40年代）の評価は、幕藩制国家の解体過程の画期として位置づけられるが、その特質を要約すれば、明治以降の社会的編成の原型が天保期に成立したとされていることである。換言すれば、わが国における資本の本源

的蓄積＝資本主義の形成は天保期にはっきりとした形をとって進行したのである。産業の一部門たる林業の生成もこれと無縁ではない。日田地方において、天保期を境にして生産構造がどのように変化したのかを探ることは、明治以降に本格的に展開する林業構造の性格を規定する大きな要因になりうると考える。

2. 津江筋の概況

津江筋8ヶ村とは柚木、大野、赤石、中西、梅野、栃原、川原、野田村であり、現在の大大分県日田郡前津江、中津江、上津江の3村にあたる。支配関係は貞享3（1686）年以降は全て幕府領で、年貢は耕地狭あいと運搬不便のため銀代納であった。「天保郷帳」による各村の村高は、柚木村208石余、大野村337石余、赤石村305石余、中西村196石余、梅野村141石余、栃原村378石余、川原村218石余、野田村215石余となっている。

山間部である当筋の状況については、「嘆願書」にしばしば繰り返される次の文言がほぼ如実に伝えている。すなわち、「津江筋ノ儀ハ、八ヶ村毛附高千七百石余ニ而、人別は四千六百人余有之、殊ニ深山幽谷而已ニ而、日田郡内ニオイテモ、格別困窮ノ場所柄」で、「年々共不熟多、米納可相成米出兼…本途其外御口米等ノ分モ、米納御免、皆銀納」であった。このように当筋は、水田が少なく畑がちな場所で（例えば慶応3年の「中西村明細帳」によれば、耕地15町余のうち75%が畑であった）、山野を対象とした商品生産＝樹芸林業が営まれていた。

3. 天保飢饉の様相

高倉氏は全部で20通の嘆願書を紹介されているが、そこに共通する内容は「納税の負担の軽減から飢饉のための夫食の歎願、翌年の種籾のことなど、飢饉にまつわる種々の問題を含んでおり、結局は駕籠訴まで行っており、一揆寸前であった」（前掲『地方史』74号）と指摘している。ただここで注意しなければならないことは、この種の資料にはたえず農民側のミゼラブルな状況を強調する傾向があることであ

るが、その点については後にふれることにする。

さて、具体的に津江筋における天保飢饉の実態を「嘆願書」でみておこう。同書によれば、天保期における津江筋8ヶ村の人口は4,600人余となっているが、具体的に戸数及び人口の推移を明示している天保9年の赤石、大野両村についてみると表-1の如くである。

表-1 赤石・大野両村の人口の推移

	宝暦年中ノ度		天保戌五月	
	竈数	惣人数	竈数	惣人数
赤石村	110余軒	561人	76軒	392人
大野村	140余軒	730人	107軒	540人

注) 高倉芳男:「津江筋天保飢饉嘆願書」(2)より作成。

そして「家数株絶仕久ニ付、地主無之御田地多分ニ有之、組惣作ニ而作附仕候分、凡高式拾石余モ有之」という状況であった。

次に農民生活の様子をみると、借金がかさんで「牛馬家財居屋敷等迄売払」い、「家出欠落仕体ニ相成」る始末で、「追々夫食拝借被仰付御救等有之候得共、行届兼」、「葛根、蕨根等迄悉皆期尽シ、相続方ノ手段無御座、欺ヶ敷次第」であった。このような悲惨な生活であるから、「当年より定石代銀納御取箇被仰付被度」と懇願している。つまり当筋は皆銀納制であったので、打ち続く凶作のため穀類の値段が上がり、納税が重いものになっていると強調している。

以上が各「嘆願書」に共通するライト・モチーフである。これをみる限りにおいては、たしかに「流出」、「欠落」などによる手余地の増大、本百姓経営の減少を伴う農村荒廃現象を指摘することができる。しかしこのことをもって、ただちに天保期における津江筋の状況をミゼラブルの一角で塗りつぶしてしまうことには疑問が残る。そこで項を改め、別の資料に依拠して天保期以降の津江筋の状況を考察してみよう。

4. 農民的商品生産と商人資本

既に述べたように、津江筋においては銀代納と関連して樹芸林産物の商品化が深く進行していた。このような商品経済の浸透のなかで、諫農主(中世的地主)の従属下にあった下人層が自立し、享保以降には総家数の8~9割が本百姓として年貢負担義務を負っていた。ちなみに原田敏丸氏の論稿「日田藩領における都市と農村の社会・経済構造に関する一考察」(宮本又次編『九州経済史研究第1集』)所収によって、天保9年の「赤石村銘細帳」に掲げられている作間稼の項をみると、医者1人、木挽2人、日雇、葛根蕨掘稼、布木綿織稼、槓板炭材木等々稼

が記されている。医者とはともかくとして、残りは明らかに市場目当ての生産を行っていたことを示唆するものである。このような状況のなかで富裕化してくるのが野田村のN家である。原田氏の前掲論文によれば、N家の祖先にあたる基兵衛は安政年間にシイタケ生産による利益とそれによって得た資金の融通によって相当な貨幣資本を蓄積していた。下記の「一札」はそのことを物語っている(原田:「前掲」論文より引用)。

双方熟談取替一札之事

右者上野田枝郷木地屋村又四郎より同村基兵衛方え前々より金銭取引並椎茸仕入金相頼居候処昨年右之様御取計を以一先相片付候処茸山仕入金相残候趣甚兵衛より申出又四郎心得違に付又々此節庄屋方之双方共引出之上御取調相成又四郎より金子壹両貳分甚兵衛方へ差出熟談相整此意後双方共出入無御座候丈来申年より椎茸出来辻甚兵衛方之差入値段之儀者時之相場を以売払代銭払入被下候様申極め候間睦つ間敷寄合可仕候為後日双方取替一札差出置候処依而如件

安政六年未十月

木地屋本人 甚兵衛 ㊦
(略)

弥惣太殿

さらに興味深いのはN家宛の山林賃入証文32通のうち、宝暦8~文政10年までの約70年間に11通あるのに対し、天保期前後を境として約40年間に全体の66%に当たる21通が集中していることである。

5. むすび

以上の考察から次のような推論的結論を出しうる。
①天保凶作によって農民のダメージは大きかったけれども、一方ではN家のような在地の商人資本を富裕化させたこと。すなわち、天保期以降の樹芸林業の生産力は小生産者の自立を高める方向で進められたのではなく、商人資本へ再編される形を通して行われたことである。②もしこの推論が正しければ、天保期における「嘆願書」の頻発の裏には、書いた当事者たる庄屋(そのなかにN家が含まれる)の打算がひそんでいたとも考えられよう。すなわち、凶作による米の値段の上昇によって、農民の剰余が吸収しにくくなったことである。「嘆願書」の最後に必ずといってよいほど出てくる「当年より定石代銀納御取箇被仰付被度」という文言は、領主取分を固定化することによって、農民剰余の取り分を多くすることが可能になるといふ商人(資本)の思惑の表現とはいえないだろうか。更なる実証を今後深めていきたいと思う。